

資産課税 登録免許税・不動産取得税・印紙税 軽減措置等の延長

1. 改正の概要

2022年(令和4年)3月31日までとされていた住宅等に対する登録免許税・不動産取得税と不動産譲渡契約書に係る印紙税の軽減措置について適用期限が延長される。

2. 改正の内容

(1)登録免許税(以下、主な項目)

住宅、特定認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、特定増改築等がされた住宅の登記に対する軽減措置が2024年(令和6年)3月31日まで延長される。

登記事項		本則	軽減措置後				
			～2022年 (令和4年) 3月31日	～2023年 (令和5年) 3月31日	～2024年 (令和6年) 3月31日	～2025年 (令和7年) 3月31日	
所有権の保存	土地	0.40%	本則0.40%				
	建物	住宅	0.40%	0.15%	→		本則0.40%
		特定認定長期優良住宅	0.40%	0.10%	→		本則0.40%
		認定低炭素住宅	0.40%	0.10%	→		本則0.40%
		上記以外	0.40%	本則0.40%			
所有権の移転	土地	2.00%	1.50%	→		本則2.00%	
	建物	住宅	2.00%	0.30%	→		本則2.00%
		特定認定長期優良住宅(一戸建て以外)	2.00%	0.10%	→		本則2.00%
		特定認定長期優良住宅(一戸建て)	2.00%	0.20%	→		本則2.00%
		認定低炭素住宅	2.00%	0.10%	→		本則2.00%
		特定増改築等がされた住宅	2.00%	0.10%	→		本則2.00%
		上記以外	2.00%	本則2.00%			
抵当権の設定	住宅取得資金の貸付け等	0.40%	0.10%	→		本則0.40%	

※1:大綱には明記されていないが、令和2年度税制改正において、今回と同様の大綱文言により、保存登記・移転登記両方の改正がなされている。今後発表される法案の確認が必要。

※2:個人が取得し、自己の居住の用に供する場合に限る。